

更生保護部会

【更生保護部会とは】

東京更生保護施設連盟では、本年度も事業計画に基づき、総会（年2回）、理事会（毎月1回）、施設協議会（年1回）、職員研修会（年2回）、女性部会（年5回）、青年部会（年4回）、補導研究会（年4回）を開催し、活発に活動を行う予定である。また、府中刑務所、黒羽刑務所、川越少年刑務所で集団面接を実施し、更に、東京更生保護施設連盟だよりの発行、功績顕著な役職員、民間協力者に対する顕彰も行われる予定である。

提言 東京都地域定着支援センター、東京都、区市町村福祉関係所管課等との連携の強化

【現状と課題】

平成21年度から高齢者、触法障害者の受入れ促進の指定更生保護施設が東京管内では、9施設が指定され、特別処遇が実施されている。

通常6ヶ月間の就労自立を目標に個別指導と併せ集団指導を行い、社会的自立を図っているが、就労意欲の欠ける者、精神疾患のある者、高齢と知的障害を有する者、ホームレス経験者等の処遇に苦慮している。

高齢者や触法障害者の就労先の確保、病気の発症、緊急入院に伴う福祉、病院等との連携、退去先の受入先や住居の確保、緊急連絡先、身元保証人の問題解決に苦慮している。

【提言内容】

高齢者或いは、触法障害者の就労先の開拓、確保については、更生保護施設、ハローワーク、東京都更生保護就労支援事業所の努力のみでは、限界があり、困難であり、都立、区立の公園、道路の清掃業務などで刑務所出所者等が就労の機会が得られるように、東京都、区市町村の行政の中枢を担っている担当者の理解、協力を強く望む。

刑務所等の釈放者には、生活に困窮したとき、安易に生活保護受給志向が強く見られるので、あらゆる機会を捉えて就労指導をしているが、限界があるので、区市町村の福祉担当者には、働かざる者食うべからずの理念のもとに就労指導が根気強く行われることを強く望む。